

# 戦後初期における台湾の法的地位問題と

## 台湾人エリートの政治展望

陳 翠 蓮

### 一、戦後初期の歴史と現代台湾

1945年8月の第二次世界大戦終結から60年という長い歳月が過ぎたが、現在台湾で起きている政治論争は、依然として戦後台湾が置かれた処理問題と密接に関っている。その代表的なものが、戦後、台湾の主権は中華民国に帰属されたのかという問題である。

現在身柄を拘置されている陳水扁前総統は2009年9月、オバマ米大統領に対し、「戦後台湾は連合国軍によって接収されたのに過ぎず、1951年のサンフランシスコ講和条約の中でも中華民国への帰属が主張されていない、よって台湾住民は現在でも占領国である米国軍事政府の管轄の下で保障される基本的権利を享受でき、自分も中華民国の法律に管轄されない」と主張した<sup>①</sup>。これは典型的な「台湾地位未定論」であり、中華民国は台湾の主権を有していないというものである。これと対極的に国民党政府は長期にわたり、カイロ宣言によって台湾の主権は中華民国に返還されたと主張しており、台湾地位未定論と激しく対峙している。また、近年では、国民党政権下で国史館林満紅館長はこの主張を修正し、1952年の日華平和条約によって、台湾の主権が中華民国に移転したと強調しており、カイロ宣言の有効性は敢えて主張していない<sup>②</sup>。

これら以外にも、戦後、果たして台湾民衆の中に独立を要求する主張があったかどうかという問題も争点となっている。国民党政府はこれまで、日本の敗戦後、台湾人は中国政府による接収と統治を歓迎していたと主張していたが、近年、ある研究者は辜振甫等のエリートが独立運動を推進しようとしたということを根拠に、戦後初期の台湾人は国民政府の統治を歓迎しておらず、台湾独立を主張するなど別の見解も出てきている。<sup>③</sup>

戦後、多くの植民地がその支配から脱却し、独立していく中で、台湾は五十年前の「祖国」に接収された。そして国民党による統治は二年も経たないうちに、台湾島全域の反抗行動―二二八事件を引き起こし、台湾人と中国からの統治者との関係を複雑かつ緊張化させた。戦後初期、およそ1945年から1947年かけて、中国と台湾の間には急速で激的な変化が起こったのである。

戦後初期のこの間の歴史は、時代の流れによって消し去られることなく、台湾島上の住民に深い影響を与えてきた。現在の台湾においても、その歴史的問題は依然としてもつれたままで、かけ離れた政治的見解を持つ人々がそれぞれ自分に有利な歴史的証拠を探し、主張するという状態となっている。一般的に国家は、コンセンサスが固まった歴史教育で国民のナショナルアイデンティティを強化するものだが、台湾の場合はアイデンティティの論争がなお社会に存在しているため、異なる政治的立場を持つ人々それぞれが、自分の歴史論述を展開し、極端に激しい対峙を招くという全く逆のことが起きているのである。

現代に生きる人々は、その政治的主張の不一致から、それぞれが歴史から証拠を探そうとする。しかし、歴史上のその当事者は未来を予知することができずに、様々な躊躇や矛盾を抱えていたであろう。歴史研究者として、自らの研究が歴史事実から離れないために、より緊密的に当時の歴史的文脈に近づき、当時の人々の選択と限界を理解するべきであると考ええる。

本稿では、まず戦後の国際社会は台湾の法的地位問題に対してどのような見解を持っていたのか、そして国民党政府はどのように台湾を接収したかを検討し、さらに、歴史の分岐点に差し掛かった台湾人は、将来に対してどのような理想を思い描いていたのかの検証を試みる。この三つの側面から戦後の歴史を整理すれば、歴史の多面性が見えてくるのみならず、現代台湾社会において異なる立場の人々の対話の基礎となるのではないかと考える。

## 二 台湾接収と台湾人の国籍問題

国民党政府は現在でも、台湾は1943年12月のカイロ宣言によって中国に帰属したという見解を持っている。だが、カイロ宣言が本当に台湾の主権帰属を決定づける法的効力を持っていたかという点について、論議の余地があると思われる。以下、戦後の台湾の接収過程における台湾人の国籍問題、及び連合国の台湾主権帰属に対する見解を見ていく。

### (一) 台湾接収―連合国軍による占領？中国による復帰？

カイロ会議が開かれる前、国民党政府は台湾を復帰させようという明確な姿勢を見せていなかった。重慶で活動している台湾人が台湾建省、台湾復帰を吹聴しているにも関わらず、国民党政府の外交部、内政部、国防最高委員会は、台湾帰属問題に対して関心をもたなかった。<sup>4)</sup>ところが、1943年のカイロ会議後、国民党政府は「台湾復帰」の事前工作に取り掛かることとなる。当時の関連書類、公文書を見ると、1944年3月に、蒋介石が国民党政府軍事委員会

対日工作委員会に、台湾復帰問題についての研究を指示しており、対日工作委員会主任委員の王芃生はそれを受け、台湾を復帰させるにあたっては、中国側によって軍事政府を設立すべきであると提案していることがわかる。しかし、この王芃生の提案に対し、外交部は異なる見解を示した。外交部は次のような見解を述べている。

(台湾問題は、) 連合国軍が極東と太平洋での作戦において、奪還、占領した地域をどのように管理していくかという問題の一環であり、よって目下我々は台湾の管理問題に向けて方策を立てるべからず、この戦区全体の局面を念頭に置きながら、全般的な計画(台湾を含む)を立て、米英両国と交渉すべし…。[傍線部は引用者、以下同じ](中略) 原則として、それが中国本来の領土であれ、カイロ会議で約束された中国に返還されるべき領土であれ、占領された日本領土であれ、それぞれの軍事責任は占領軍が負担することとなる。しかし中国軍が接収に実質的に関わらなくても、事態を把握するため、軍事人員を派遣し、連合国軍の軍事機構に加わり議論に参加させるべし。<sup>5)</sup>

外交部のこの提案から、戦後台湾の接収問題は中国一国独自で決定できるものではなく、連合国軍全体における接収計画の一環として、中国が米英両国との交渉の下、接収に関与しなければならぬと考えていたことがはっきりとわかる。蒋介石は外交部からのこの提案を受け、台湾問題については、外交部がまず「極東戦区における奪還及び占領地域行政管理協議草案(遠東戦区内回復暨佔領地域行政管理協議草案)」を起草し、米英と交渉を行い、その交渉結果の趣旨ならびに台湾現地の実際の状況に基づいて、米英と具体的な管理方策を決定すべきと指示した。<sup>6)</sup>

ここまで述べてきたことからわかるように、当時の国民政府は戦後の台湾を同盟軍の占領地域と見なしており、中

国政府の領土と見なしておらず、よってその台湾を占領することは主権移転の問題にまでは及ばないと認識していた。以上のことから結果、王芃生の提案は見送られ、同年4月、蒋介石は軍事委員会中央設計局の中で台湾調査委員会を設立し、台湾接收の事項を担当させることとなった。

戦争終結の1945年9月、中国戦区最高司令官の蒋介石は、連合国軍最高司令官のダグラス・マッカーサー(Douglas MacArthur)が日本に下した一般命令第一号を根拠に、中国戦区における中華民国(遼寧、吉林、黒竜江三省は含まず)、台湾、そして北緯16度以北の仏領ベトナムの域を接收するとした。<sup>(7)</sup>

軍事計画としての台湾占領が決定されたことよって、台湾調査委員会の本来の提案は適用できなくなり、そのため、行政院が台湾接收についての会議を取り持つこととなった。結果、米中連合協定の場に提出され、1945年8月25日に「台湾復帰計画綱領(台湾收復計畫綱領)」が完成した。その綱領は蒋介石によって批准され、さらに計画大綱が定められた。その具体的な内容は、「(部隊が台湾へ赴く際) 運送及び援護は米軍が受け持つ」、「上陸占領と日本軍の武装解除という接收時期において、海域、空域の援護は米軍が担当、また米側が連絡組織を派遣し、中米両軍の連絡を保つ」を含むなど、米軍が中国軍による台湾占領に協力する旨が記されている。<sup>(8)</sup>

同年10月25日、「中国台湾省行政長官兼警備総司令二級上將」の陳儀は投降式典にて、「台湾、澎湖列島地区における日本陸海空軍及び補助部隊の投降を接收するというのは、台湾、澎湖列島の領土、人民、統治権、軍政施設ならびに資産を接收することである。」と宣告した。<sup>(9)</sup> 台湾で軍事占領を担当した陳儀は、台湾の領土、人民、そして統治権のみに触れたに過ぎず、主権帰属については言及しなかったのである。

ここまで述べてきたことからわかるように、当時の国民政府は、戦後の台湾接收問題は、連合国軍による軍事占領の一環に過ぎないということを明らかに認識しており、さらにその実施には米軍の協力を必要としていた。長年にわ

たり国民政府が説明してきたカイロ宣言による台湾復帰は、事実とかけ離れていることがわかる。

(二) 台湾人の国籍問題—戦勝国民か、敗戦国民か、それとも第三国民か。

上述したように中国政府は、台湾接收そのものが主権移転までは至っていないと明らかに認識しているにも関わらず、一方的に台湾住民の中国国籍復帰を宣告した。

国民政府行政院が 1946 年 1 月 12 日に訓令を布告し、次のように告げた。

察するようには、台湾住民はそもそも我が国の国民であり、敵の侵略によって国籍を喪失したものの、現在その国土は再び盛り返した。本来我が国の国民である台湾住民は 34 年 10 月 25 日を以って国籍を復帰させる。<sup>(19)</sup>

同年 6 月 4 日には行政院院会（閣議）にて「在外台僑国籍処理弁法（在外台僑国籍處理辦法）」が通過され、中国国籍に復帰した海外台僑の法的地位とその待遇は、一般の華僑と同一視すべきであると規定された。<sup>(1)</sup> これを受けて行政院秘書処も外交部に指示し、在外大使館及び領事館に電報を打ち、各駐在国政府に連絡させた。<sup>(19)</sup>

中国政府が台湾住民の国籍復帰を言明するにあたり、ある逸話が論争を招いた。前述のように、行政院は訓令で台湾住民は 1945 年 10 月 25 日から中華民國国籍に復帰するべきである宣告したが、司法院行政部が編纂した『中華民國司法法令類纂（中華民國司法法令彙編）』の、「台湾住民国籍の復帰に関する法令（恢復台灣人民國籍令）」という事項においては、台湾住民は 1945 年 12 月 25 日から中華民國の国籍へ復帰すると規定された。このことは在外公館

と駐在国の混乱を招き、査証の確認を求められるまでに至ったという。中国自らが台湾住民の中国国籍の復帰を公言したこと<sup>(2)</sup>から、三つの疑問点が浮かび上がる。

第一に、中国政府は国際公法と国際慣例をもとめせず、平和条約が未だ調印されておらず、台湾の主権移転もまだ実施されていない時に、一方的に台湾住民の国籍は中華民國と公言した。

第二に、中華民國は1912年に成立したものであり、また当時の台湾住民は日本帝国の国民であるため中華民國の国籍を有していなかった。つまり、そもそも取得していなかったのに、「復帰」と言えるのか。

第三に、行政院と司法院の国籍復帰時期の基本的見解が混乱かつ錯綜していることから、中国政府が国籍復帰に関する諸問題に対し着実かつ綿密な研究計画を練っていなかったことがわかる。

では中国政府が一方的に台湾人の国籍帰属を規定したことについて、国際社会はどう見ていたのだろうか。容認していたのだろうか。

戦後、日本や東南アジアに居留していた多くの台湾人は引き揚げを待っていた。中国政府が台湾人の中国国籍の復帰を宣告し、さらに各国の大使館に台僑を中華民國国民として扱うよう公文で要請する中で、米・英・蘭などの連合国は同意せず、海外台湾人をどのように取り扱うかという問題について、論議を呼んだ。中国政府はその中でも米国と英国の見解を重要視していた。

1946年9月に、英国駐華大使館は中華民國外交部に公文を送り、次のように指摘している。

台湾島が中国に移転されることに関し、英国政府は1943年12月1日のカイロ宣言に基づくべきであると認識している。しかし連合国のこの宣言によるだけでは、台湾の主権が日本から中国に渡されることが出来ず、日

本との平和条約の締結、或いは他の正式的な外交手続きを待たねばならぬ。ゆえに、台湾は中国政府に統治されているものの、台湾人が既に中国国籍に復帰したという見解に対しては認めかねる。<sup>(14)</sup>

さらに米国内務省は 1946 年 11 月 27 日に 中華民國の駐米大使館に覚書を提出し、次のように指摘している。

二万人に及ぶ台僑と名乗る彼らは、戦争期に敵国の人民であったが、過去法的手続きにより個別に国籍を放棄した者以外は、日本の法律によって依然として日本国籍を保有すると見なす。

法的観点からすれば、台湾の主権は今でも正式的に移転されておらず、当然、適切な時期に割譲条約を討議し、その条約に基づいて主権移転を行い、その際台湾人の国籍を変更についても盛り込むべきである。<sup>(15)</sup>

同 12 月 1 日、米国外交部は再度中国の駐米大使館に対し、約二万人の在日台湾人は戦時下は敵国民の地位に属しており、今だ法的手続きによって日本国籍を放棄することはなく、連合国の人民として扱われる権益はない。また、法的観点からして、台湾主権の移転は未だ正式に為されておらず、今後、海外在住の台湾人の地位を条約でどのように規定すべきか、目下、決定は難しいとの見解を述べている。<sup>(16)</sup>

中国政府と共にカイロ宣言を発表した米・英両国でさえ、カイロ宣言が、台湾の主権移転の法的有効性を有するとは認めておらず、他の連合国は尚更そのように認識していた。例えば、オランダ当局は、「対日平和条約が未だ締結されるまでは、オランダ属地在住の台湾人の地位は、日本人と同一視する。故に、台湾人も敵国民と見なす。」と見解を示していた。<sup>(17)</sup>



これら他国の見解について、既に中華民国の外交部は「台僑の法的地位に関して、台湾主権の移転問題に関わっており、カイロ宣言を台湾主権移転の法的根拠と見なさず、対日本平和条約の締結を待たねばならぬ」と明確に認識していた。<sup>(18)</sup>

しかし、中国政府は中国がカイロ宣言に基づいて台湾を接收し、行政機関を打ちたて統治を行い、台湾島上で既に「事実上の主権」(De Facto Sovereignty)を獲得したとし、駐米大使顧維鈞に、海外台湾人の華僑地位を得るためその事実上の主権を強調させるよう指示した。<sup>(19)</sup>

このような国際公法と国際慣例に合致しない主張は、最前線で折衝している中国駐日代表団を悩ましていた。中国の駐日代表団は、台僑の中国国籍復帰の件は米政府に否決されており、台湾人が損を被るのみならず、中国政府の威厳にも影響を及ぼすため、現実的に処理するべきであると考えていた。<sup>(20)</sup> 代表団は外交部に電文を送り、次のように、より強い法的論拠を提出しようとして要請した。

国際公法に基づき、平和条約が調印されるまでは、在日華僑は果たして中国人とすべきか、日本人とすべきか、或いは解放された人民とすべきか、本団はこれらについて連合国軍本部と法的な論争をするつもりはない。ただ、ご存知の限り、カイロとポツダムの両宣言の他に、在日台湾人を中国人とすべきという見解を支えられる国際法上の論拠或いは国際間の案例があれば、我々の立場を強めるためにもご教示頂きたい。もしこのまま我々に米国防務院の見解を動かすような法的に論拠がなければ：(中略) 本部は米国防務院の観点により、全ての在日台湾人を解放された人民同然と見なし、連合国民の地位を有しないことになれば、膠着状態に陥り、対応は極めて困難が生じかねない。<sup>(21)</sup>

以上これら歴史的公文書からわかるように、中国政府は台湾の接收が連合国軍占領の一環であり、台湾の主権復帰ということにはならないということについて明確に認識していた。また国際公法と国際慣例によって、台湾主権の移転と台湾人の国籍転換は対日平和条約の締結を待たねばならず、米・英などの国々もそのような見解、立場を示しているということについてもよく理解していたことがわかる。しかしながら、中国政府は依然として連合国軍としての台湾占領を事実上主権の獲得とし、一方的に台湾人中国国籍の復帰を宣告し、台湾での統治を始めた。

### 三、国民政府の台湾統治

国民政府は米・英などの連合国の反対を無視し、一方的に台湾の復帰を宣告し、台湾人の国籍を中華民国に回復させた。しかし中国政府は台湾人を「同胞」と見なし、善意を持って対応していたのだろうか。

#### (一) 中国人なのか、日本奴なのか。

台湾接收の計画と執行を担当した陳儀は、かつて1935年に中国福建省主席として、日本の台湾領有四十周年博覧会の視察に台湾を訪れており、そのことから「台湾通」と自称していた。しかしその陳儀は、台湾人に対して偏見を持っていたといえよう。1944年5月、台湾接收の根回しを始めるにあたり、陳儀が教育部長陳立夫へ宛てた手紙には次のように書いている。

台湾は他の各省と違い、敵に占拠されてから四十九年も経っていた。この四十九年の中に、敵は手を尽くし絶えず奴隸化教育を行っていた…（中略）台湾復帰以後はまず台湾人の古い奴隸心理を断絶し、革命の心理に建て直すことである。…<sup>(22)</sup>

このような陳儀の意図の下、1945年3月に完成された「台湾接管計画綱要（台湾接管計画綱要）」の通則の第四条では、「接收後の文化施設は、民族意識の強化、奴隸思想の一掃、教育機会の普及、文化水準の向上を図るべきである」と規定された。<sup>(23)</sup>

1945年10月、陳儀が着台後、行政長官公署官員と政府の報道機関は絶えず「日本による奴隸化教育を受けた台湾人」という論調を続け、台湾人に対するこのような偏見は統治政策に反映されていた。

まず行政長官公署の機関紙『台湾新生報』は台湾接收後、社説、コラム、さらに政府官僚の談話を通して、途切れることなく日本統治時代の「愚民」、「毒化」、「奴隸化政策」、また台湾人の「民族文化の不足」を批判し続けた。<sup>(24)</sup> して日本の習慣と言葉の改正、国語の推進を強制的に要求し、「思想の毒素の一掃」と「民族精神の発揚」を呼びかけていた。<sup>(25)</sup> また、1946年5月、行政長官公署教育処長である范寿康は、台湾省行政幹部訓練団による講演の場で、台湾人は日本の「奴隸化」と発言、この発言はマスコミに報道され、大きな波紋を引き起こした。<sup>(27)</sup> 当時一般の台湾人は、「范寿康の失言騒動」は外省籍官僚が持つ「台湾人の奴隸化」という錯誤觀念から引き起こったものであると見なしていた。<sup>(28)</sup>

統治者からの凄まじい「奴隸化」という批判に対し、台湾人は反撃せずにはいらなかった。文化人の王白淵は1

946年1月に、『台湾新生報』に「奴隸化」問題について」という文章を発表し、強く反発した。

日本統治下では、「皇民化」という三文字が台湾人を苦しめていたが、光復後は、「奴化」という二文字が台湾人を悩ませる。台湾省の指導者らは、口を開けば台湾人の「奴隸化」、「奴隸化」と叫ぶ。聞くところによると、政治、経済、文化、言語、文字のみならず、名前さえも奴隸化していると批判するという。あたかも台湾人が奴隸化されていると指摘しなければ台湾の指導者として成り立たないよう、政治家としての資格も失われるかのような時勢である。：(中略) 光復後着台した多くの官僚は、日本が台湾に対して行っていた「皇民化」は完全に失敗したと吹聴しながらも、口をそろえて台湾人の奴隸化と言うのは、矛盾しており、非常に理屈に合わないと感じさせる：(中略) 台湾人の多くが日本化されていることは勿論疑うまでもないことである。この現象は見落としてはならないが、実は些細なことに過ぎない。それより奴隸化されているかされないかが本質の問題である。もし台湾人が光復に反対していたら、これは本質的に奴隸化されているということになるのではないか。現実的に台湾人は誰も光復を反対せず、歓迎し慶祝しているものを、何故「奴隸化」と批判し、台湾人のプライドを傷つけないといけないのか。<sup>29)</sup>

王白淵のこの反撃は「台湾人奴隸化論」に真っ向から宣戦するようなものであった。それから、『民報』、『人民導報』、『政経報』、『新新』などの民間紙もその後参戦し統治者と激しく論戦を繰り広げ、それは一年も続けられた。

陳儀は「奴隸化」を取り除くには、「中国化」の道へ導くことが必要とした。教育処長の范寿康は「中国化」、「祖国化」のポイントは、①法制制度、②言語文字、③三民主義を中心とする思想、④生活習慣(台湾人は日本の習慣に

慣れており、心が狭くせっかちである）など、これらを改善をしなければならぬと指摘した。<sup>(30)</sup> 半山分子は1946年10月「台湾憲政協進会」を成立。先祖の民族意識の喚起、民族革命事績の宣揚、三民主義思想の擁護と標榜し、「台湾新生祖国化運動」を發動し、「新生活運動」を推進していた。<sup>(31)</sup>

## （二）歴史清算

1945年12月、国民政府は「懲治漢奸条例」を公布し、住民に対し密告を奨励し、漢奸（中国人の裏切り者）の懲罰を拡大した。<sup>(32)</sup> 1946年1月16日には台湾省警備総司令部の官報第56号にて、陸軍総司令何応欽の命令として、全国で漢奸の総摘発を行い、台湾にてその日より二週間、全省民衆に「過去日寇が台湾統治した際のあらゆる御用漢奸の罪を告発せよ」と訴い、全省で漢奸の総摘発を行った。また総部は情報は必ず機密とするとし、証拠資料は警備総部参謀長柯遠芬に送るよう促した。<sup>(33)</sup> 二週間後、民衆から警備総部に届いた告発書類は335通に及んだ。<sup>(34)</sup>

1946年3月、警備総司令部は突如、辜振甫、林熊祥、許丙、簡朗山、黃再壽、詹天馬、陳斡など十数人の台湾士紳を、独立を目論む漢奸と指摘し逮捕した。<sup>(35)</sup> その他百数十人にも上る人々が逮捕リスト上に挙げられ、その中には、林獻堂も含まれていた。

そもそも国民政府司法院は1946年1月25日に公布した院解字第3078号函という公文書にて「台湾人は、徴兵を強いられた者であれ、各地で敵の傀儡組織に仕えていた者であれ、国際法の裁判を受けるべきであり、懲治漢奸条例に適用しない」と定めていた。<sup>(36)</sup> 時に台湾を訪問していた監察委員兼国民党台湾省党部執行委員の丘念台は、「長期間にわたり中国国籍を喪失していた台湾人民に対して、政府は漢奸として罪を治めるべきではなく、過度に突き詰

めれば、台湾省の各階層人士を扇動させる恐れがあり、民衆に心理的影響を及ぼす」とし、行政長官公署が表面に立ち、しかるべく検討し、「台湾漢奸」の逮捕を取りやめるよう要請した。<sup>(37)</sup>

台湾人に対して「漢奸行為」を突き詰めるということは、極めてでたらめなことであった。戦前、台湾人は日本国民であり、戦争において中国とは敵対関係にあった。しかし、戦争終結後中国政府は、日本統治時代の台湾人の行為を突き詰め始め、中国に対する忠誠さを検証しようとした。これが如何に筋の通らない支離滅裂なものであると見なしていたからこそ司法院は、上述のように台湾人を「漢奸懲治」から排除すると説明したのだった。しかし、陳儀政権は再三にわたり行政命令を通して、歴史清算を図ろうとした。

台湾省行政長官公署は 1946 年 1 月、「省縣市公職立候補者臨時檢覈實施弁法（省縣市公職候選人臨時檢覆實施辦法）」を制定し、かつて皇民奉公会の實際工作を担当したゆえに漢奸の疑いが持たれ、既に告発された者は、無罪と判決される前に公職檢覈申請の権利を停止するとして、<sup>(38)</sup> 一部の人々の参政権を排除しようとした。しかしこれは上述の司法院による懲治漢奸条例に適用しないという規定が既にあつたからであろうか、結局、この臨時檢覈實施弁法は棚上げにされた。<sup>(39)</sup>

しかし、同年九月に省・県レベルの參議會選挙が始まると、統治当局は再びこの弁法を取り上げ盛り返した。台湾省行政長官公署は「台湾省停止公權人登記規則」を新たに制定し、日本統治時代に皇民奉公会の實務業務を担当し、そのことから漢奸の疑いで告発された者は、公權停止の範囲とすると規定した。陳儀政府はこの規則を規定した理由として、健全な地方自治と、選挙権を濫用させないためとし、さらに過去、敵の手先として業務に遂行した者が、この選挙の機会に付け込み、役職を得て目論むことを防止するためとした。<sup>(40)</sup>

公權の剥奪は、個人の公私行動に重大な制限を与えた。公民宣誓への参加の禁止、公職選挙参加の禁止、各レベル

においての公務員及び弁護士業務遂行の禁止などを含み、多大な影響をもたらすこととなった。政府はさらに民衆による密告を奨励し、当時『民報』はこの件について、「突然の襲ってきた原子爆弾」、「一大旋風を巻き起こす」と、<sup>(1)</sup>『人民導報』は「台湾における公職追放令」と称された。<sup>(2)</sup>

台湾省行政長官公署の下、かつて皇民奉公会の業務に従事した者に対する調査が各県市で行われ、民衆による告発をも駆り立てた。1946年10月中旬に第一段階が完成し、元皇民奉公会参加者と認定された者は192名に上った。<sup>(3)</sup> 1947年2月には、今後、憲政と地方自治実施されれば、元皇民奉公会関係者の検査は取り消されるとマスコミによって報道された。<sup>(4)</sup>

「台湾人停止公権人登記規則」は日本統治時代における日本国民としての台湾人が、中国に対しての政治忠誠を検証するものであった。しかし現実的には元皇民奉公会の職務に関与、もしくは関与させられていた人々が公職の選挙に出る機会を奪うものであった。

五十年にわたる日本の植民地統治の功罪をどのように評価し、当時の台湾人の行為を如何に反省していくかということは、歴史清算の一環であり、社会的な共同価値と集合的なアイデンティティを樹立するために重要な手段である。ただ、このような歴史清算は誰がどのように進めていくものなのか。特に歴史的背景が他の植民地に比べ複雑だった台湾の場合、さらに問わなければならない問題である。

戦後初期の台湾社会において自主を求める動きが一時的に現れた。御用紳士に対し過去の行為を反省するべきだという声が現れ、それは日本統治時代での植民地政府の協力者に対して、批判や社会的な圧力をかけることであった。しかし、このような民間側からの自主的な動きではまた拡大できず、陳儀政府によって台湾人の中国に対する政治忠誠の検証を目標とした上から下への政治清算が絶えず襲来することとなった。中国政府は一方的に台湾人の中国国籍

の復帰を宣告し、自国民にした。しかし新国民に対して同情や配慮はなく、台湾人の五十年にわたり続いた殖民統治の苦しさをへの理解もなのまま、特定な歴史条件で実現し得なかった中国への忠誠心をでたために検証するものであった。

中国政府は敵国であった日本に「徳を以って怨に報いる」と宣告したものの、日本から五十年間統治されていた台湾人に対しての清算は、日本に対する怨みと憎みを台湾人の身上にやり場として投げ置いたものと言えるのではないだろうか。

政府がリードする歴史清算とは、統治者であった日本政府を批判することではなく、台湾人が奴隷化したと、非難することであった。このような本末転倒の歴史清算は、歴史認識の時空を混乱させ、清算する対象をも取り違え、既存の台湾社会における認識とかなりずれるものであった。このような上から下への歴史清算は、社会に恐怖と反感をもたらし、自己保護の心理を形成させた。それは最終的には民間の自発的反省と清算を邪魔することとなり、社会的コンセンサス形成の機運を阻止したのである。

### (三) 政治的差別

陳儀政府は台湾人を日本の「奴隷化」と見なす外に、台湾には政治的人材が不足しており、能力不足であると見なしていた。行政長官公署人事室の統計によると、日本統治時代の各機関の重要なポストには、日本人を充てており、1945年接收時、台湾全土の公務員は台湾人が55・53%を占めていたが、簡任級は一人のみで、しかも行政官僚ではなく大学教授であった。薦任級は27人で、そのうち医者や教師は12人であり、行政官僚は15人だけであった。委任



級は3,681人であった。つまり委任級以上の台湾人は3,733人であり、公務員全体の7・95%を占めるに過ぎなかった。このことから人事室は、日本統治下でかつて行政業務に従事していた台湾人は、そのほとんどが低いポストに就いており、日本人に酷使されていたと結論づけた。<sup>(45)</sup> これらのことから政府は、戦後台湾人を雇用するよりか、日本人をそのまま留用したほうがまだよいと判断した。

さらに行政長官公署は台湾人は国語(中国語)ができず、公文書の処理に慣れていない等の理由から台湾人の採用を拒否していた。陳儀自身も公的な場で中国語学習の重要性を絶えず強調し、国語は台湾人が公職に就くこと、参政権獲得の重要条件であると訴えた。<sup>(46)</sup>

中央の宣慰使である李文範は1946年2月、台湾を視察した際、陳儀に対して台湾人の公職試験は日本語で選考するよう要請したが、陳儀はこれに対し、毎週行われていた「国父記念週」の儀式上で次のように明確に返答している。

公務員の任用について、日本語による試験は実施できない。試験は中国語で行うべきであり……(中略) 国語の推進を、我々は強硬的に進めており、今後消極的にはならぬ。中途半端というのは、中国の欠点であり……(中略) そのため、国語の遂行に関し、効率を高めるため、我々は強硬的な方針を取るべきである。<sup>(47)</sup>

行政長官公署が1946年11月に発表した公務員数の統計資料によると、台湾人62・09%、外省人19・95%、戦後そのまま留用された日本人は17・65%を占め、台湾人が多数を占めているように見えた。しかし、『民報』の統計によれば、行政長官公署は行政長官、秘書長、各処正副所長と主任秘書の合わせて21名からなるが、台湾人は副処長一

人であり、役職から見れば大きく異なった。また行政長官公署の各処室の外省人公務員 850 名は全て中上級の官僚であり、425 名の台湾人は下級の事務員であった。<sup>(48)</sup> このような省籍によって生じた役職の上下関係は、『民報』で「日本時代と全く変わらない現実と感ぜさせられる」、「あたかも今でも日本式、オランダ式の統治を受けているかのような感じである。」と嘆かれた。<sup>(49)</sup>

台湾人は 1935 年以降、地方自治選挙を経験していたが政府当局は台湾人の地方自治経験を依然として否定し、台湾人の憲法施行能力までに不信任を抱いていた。

1946 年 12 月、制憲国民大会において中華民國憲法が制定、翌年の一月に公布、1947 年末には施行される予定となった。しかし行政長官公署は 1947 年 1 月に「台湾省地方自治三年計画方案」を公布し、台湾では、各レベルの自治機関、戸籍の整理、教育の発展などの完備がまず必要であるとし、1948 年に県市議会議員の選挙を行い、地方自治完成後の 1949 年に県市長の選挙を行うべきであると規定した。これは台湾区域の憲法施行予定期を遅らせたのに等しく、台湾人の猛反対を引き起こした。政治団体である台湾省政治建設協会は各地で巡回講演を行い、この規定は台湾人に対する差別であるとし、陳儀政府に抗議した。<sup>(50)</sup>

台湾はなぜ各省と同時に憲法施行することができなかったのか。それは当局が、台湾人はまだ憲法を施行する資格が備わっていないと見なしていたからである。民政処長の周一鶚は本省人の国語問題に対する記者の質問に、「国語の問題は言語の問題ではなく、国民精神、国家観念の問題である」とし、言い換えれば、国語ができないのであれば、国民精神、国家観念がないのと同様であり、そのため本省人は未だ県市長選挙実施の資格を得ていないとした。<sup>(51)</sup>

中国政府は 1945 年 10 月 25 日に、台湾人は中国国籍に復帰し、中国国民と同様に扱われ、その待遇を享受すると

公言したが、周一鶚は台湾人が国語ができないということ、基本の公務員資格が備わっておらず、さらに国民精神と国家観念の欠如しているとして、中国国民と同じような参政権利を有することができないと結論付けた。

ここで指摘しなければならないのは、陳儀政府に憲法施行資格を備えていないと見なされた台湾人は実際には1946年10月に17名が制憲国民大会代表として選出され、南京に赴き中華民国憲法の制定に参加していることである。<sup>(22)</sup> さらにおかしなことは、当時平和条約は未だ締結されておらず、台湾の主権も未確定で、台湾人の国籍移転は施行されていなかったのである。国際法的観点からすれば、中華民国国籍をまだ取得していない台湾人が中華民国憲法の制定に関与したことになるのである。

#### 四、台湾人の政治展望

連合国と中国が台湾の主権帰属に対しそれぞれの主張をもっていたとはいえ、台湾人自身は当時どのように思いあぐねていたかは検討すべき問題である。ここでは当時、重大な歴史的分岐点に直面した台湾人が、どのような政治展望を抱いていたか。彼らはどうのように自分の未来と帰属を見すえていたかを検討していく。

##### (一) 独立か、光復か。

1945年8月15日、天皇が玉音放送にて無条件投降を宣告した後、台湾紳士の辜振甫らは密かに独立を企ており、これは戦後最初の「台湾独立事件」であった。台湾省警備総司令戦犯軍事法廷の判決書にその事件過程が次のように

示されている。

辜振甫、林熊祥はかつて台湾総督府評議員であり、許丙は日本貴族院の議員であった：(中略)。民国 34 年 8 月 15 日、我々は抗日戦争に勝利し、日本は投降した。ポツダム宣言によれば、台湾は我国に帰属し、人々は喜びに湧いたが、残念なことに、辜振甫ら三人は、日本に今だに同調しておる。日本軍の中宮悟郎少佐、牧澤義夫らが投降に甘んじないことをいいことに、自治と名乗り、台湾の不法占拠を企んだ。日本の投降がようやく決まった際、直ちに台湾自治草案を起草し、台湾人紳士に指揮を取らせ、辜振甫を総務部長に、許丙を顧問に、林熊祥を副委員長にそれぞれ内定させた。同時に自治協会を組織し、日本人に担当させた。中宮悟郎は台湾人が担うことについて、必ずしも全員からの賛成は得られないと認識しており、また互いに面識もないことから、交渉も困難が生じると案じていた。同月 16 日、17 日、まず旧友の辜振甫を誘い、台北市広末町の木材会館で協議すると約束し、他の者にも参加するよう伝えた。辜振甫は当時動揺したゆえ、協力したと思われる：(中略) そしてこの件は前総督の安藤に知られた。同月 22 日、偶然にも台湾人紳士の杜聰明、林呈祿、羅萬俔、簡朗山などが安藤を訪問し、それに辜振甫、許丙、林熊祥も同行した。安藤はその場で談話を発表し、島民が軽々しく行動するべきではないと警告し、さらに台湾独立・自治は絶対禁止と明言した。その際辜振甫ら三人はじつと耳を傾け聞き入り、計画は不可能であると知り、その陰謀を取り消した。<sup>53)</sup>

日本の敗戦後の 8 月 16 日夜、安藤利吉は台北放送局を通じて台湾の六百七十万の全島民に向け、軽挙妄動を戒め、善後措置を待つよう呼びかけた。さらに台湾人エリートたちの行動は特に島民に多大な影響を与えるため、自己を堅

持し、島内の治安と生活の安定に取り組むべきであると訴えた。この放送は同月17日の『台湾新報』にも掲載され、<sup>(4)</sup>同月22日に辜振甫、許丙らは安藤総督と面談し、後に安藤は再び談話を発表し、それは24日の『台湾新報』に以下のように掲載された。

新事態に處し本島は如何になすべきか、殊に本島の帰属、内台人の帰趨、当面の施策等の諸問題は現下の全島民にとり最大の関心事なので安藤総督は最近本島人の有力者の来訪を機に時局の急変と「本島の今後」につき簡明率直に所信を披歴し：（中略）その中で特に島民の輕挙妄動を戒め、獨立運動或ひは自治運動の如き絶対不可なる旨を明示し：

一方、『林獻堂日記』からは、これらとは異なる別の光景が見受けられる。密かに台湾獨立を目論みながらも、許丙らは8月19日に台中を訪れ林獻堂を誘い共に上海と南京に赴き、中華民國の重要人物と接触している。30日には、牧澤義夫が林に台湾省主席陳儀を歓迎しようと提案している。翌31日には辜振甫、許丙、林熊祥と林獻堂とが上海や南京に再び向かい、国民党重要人物と面会し、陳儀に対し歓迎の意を示していることがわかる。<sup>(5)</sup>

辜振甫らが草山会議で密かに獨立を企んだことは、戦後、一部の士紳が台湾獨立の密議を行ったという論拠となるが、上述したように事件を見ていくと幾つかの真相が見えてくる。一つは、獨立運動を実際に遂行することは、それ相応の決意が必要であったということである。辜らの獨立構想は、安藤利吉の一言によって、全く実行されることなく立ち消えたが、このことからその決意のよろさが明らかであろう。もう一つは、辜らは獨立を密議しながらも、一方では林獻堂らと共に南京へ赴き、国民政府官僚へ忠誠と歓迎の意を示しており、このことから獨立への躊躇いと決

心の無さがうかがえる。このような事例を通して、戦後台湾に独立主張があったという論拠として引き合いに出すのは、その信憑性に欠けるばかりでなく、無責任な見解といえるのではないだろうか。

1945年9月上旬、米国軍戦略諜報局 (Office of Strategic Service、略称OSS) は、中国政府の台湾接收前に着台し、情報収集工作を行った<sup>⑤)</sup>。この「戦略諜報部隊」(Strategic Service Unit、略称SSU) は日本の総督府当局、日本軍政官員、台湾民衆に対し数ヶ月にわたるインタビュー調査を行い、1946年初めには「(A Report on FORMOSA(TAIWAN): Japanese Intelligence and Related Subjects)」という報告書を提出した。報告書の中には、1920年代以降台湾で繰り広げられた政治社会運動の団体メンバーやその活動内容およびその主張などが詳しく掲載されているほか、戦後初期の台湾各地で作られた三民主義青年团组织とそのメンバーに関する情報も細かく把握されている。中でも重要なのは、この報告書に、林獻堂、羅萬俛、林茂生、廖文毅、陳炳、許丙、辜振甫、辛西淮らを含む十数人の各方面のエリートに対しインタビューを行っており、戦後台湾人の真意を探っていることである。

インタビューによると、台湾人エリートらの見解はかなり一致しており、主な意見としては、以下のものがあつた。①中国の一省になりたいが、それは中国大陸官員による植民地統治であるべからず、台湾人による統治であるべきである。(governed by Formosans and not "a colony" of the continent governed by officials from China)、②台湾人は中国に忠誠を尽くしてもよい。それは中国が台湾の祖国 (mother country) であり、互いに共通の言語、文化、歴史と宗教信仰があるからである。台湾と中国との間には、人種、慣習そして宗教上の関係があるからこそ、我々エリートは米国、英国もしくは他の連合国に帰属したくない。また、台湾は独立国家になることを求めている。それは台湾が狭小であり、独立すれば国際社会における発言権を失ってしまう恐れがある。(cannot be independent as a small nation and still have a voice in world affair) ③台湾人は日本統治者と協力できるが、今後は再びその統治を受けたくなく、一刻も早

い日本人の引き揚げを望む、などであった。<sup>(88)</sup>

OSSの報告書は台湾の現代史における最初の世論調査と言えるだろう。その対象は台湾人エリートに限られているものの、日本統治時代の異なる政治的立場同士の見解も含まれており、当時の台湾人の考え方がかなり反映されている。米国情報機関によるこの取材は台湾の今後についても触れており、台湾人エリートらのその回答は注目に値する。以下は台湾人エリートの当時の見解である。

① 台湾と中国は「同文同種」であり、米、英などの他国とは文化的に異なる。中国による統治を受け入れ、中国の一省となることに歓迎の意を示す。

② 台湾人は中国の統治と主権帰属を認めるものの、台湾人による自治（self-governing）を主張し、中国人による植民地式統治には反対する。

③ 台湾の帰属問題に関し、文化および民族感情の要因以外にも、高度の利益的計算と合理的な選択も備えており、事大主義の傾向が明らかにかがえる。

中国の軍政官僚の來台に伴って、台湾各地には国民政府への歓迎ブームが現れた。<sup>(89)</sup> 1945年10月10日に創刊された『民報』は「瑞祥は天に満ち、大衆は喜びに湧く。」「台湾有史以来未曾有の光景」という表現で、台湾民衆の戦後初の国慶を祝福する様子を形容した。<sup>(90)</sup> さらに国民政府の国軍第七十軍の進駐は「街角に人だかりがし、歓声が轟く」であり、陳儀の着台は「台北市民は黒山の人だかりのように狂喜し、実に空前の盛況である」と報道された。<sup>(91)</sup>

(二) 日本統治肯定論

ところが、国民党政府の台湾統治は台湾人を瞬く間に失望させた。一年足らずで台湾社会は集合的な苦悩と苛立ちに満ち、陳儀政府の統治失敗に伴い、社会的危機が絶えず噴出した。本来祖国の国民政府に期待していた台湾人は、「日本による奴隸化教育を受けた」とされ、差別された。現状に憤りと失望を感じる人々は、改めて日本植民地統治の遺産と功績を検討するようになった。

1946年9月、『新新』月刊社が「台湾文化の前途を語る」と題する座談会を開催した。台湾文化界の重要な催しとして、参加した文化界関係者らは台湾文化の過去、現状そして今後について深く立ち入った討論を行った。参加者らは、日本統治時代に台湾文化は国際的水準に達し、台湾文化は世界の最前線の文化にも引けを取らず、良質であるという結論に達した。また今後の発展について、国際的水準に達したこの文化を保ち、さらに推し進め発揚していきながらも、今後は優良な中国文化の転換にも取り組むべきであるとした。<sup>(65)</sup>

政府当局の「奴隸化」批判に対し、台湾の民間紙も強烈に反撃していった。日本による五十年の統治によって、台湾は既に近代化工業社会の成立、文化レベルの向上、法治概念の浸透と司法の独立などを含む、様々な近代性の特徴が備わっている文化を形成していると強調した。<sup>(66)</sup>

しかし接収後は、官僚・官吏の汚職、縁故雇用、徒党による私利の追求、地盤争奪など、外省人に持ち込まれた前近代社会の封建文化に、法治社会を経験していた台湾は深刻におびやかされることとなった。<sup>(67)</sup>

民間紙は日本による統治経験が台湾人に近代社会の生活を体感させたと指摘した。日本の教育は科学する心の涵養を重んじ、台湾人もすでに有するその精神は、曖昧を許さず全身全霊で物事に励む勤勉さを保つべきであり、よって



自己防衛のため祖国の適当主義に染められてはならないとした。<sup>(66)</sup> また、日本統治期には、検疫措置、下水道の構築、家屋の改築、予防接種などを含む防疫事業や衛生観念の重要性を強調していたことから、衛生習慣が台湾全土に行き届いており、台湾人は三十年間、悪疫の脅威にさらされることなどはなかったと批評した。<sup>(67)</sup>

植民地統治から脱却した民衆は、通常であれば過去の植民地統治者とはつきりと境界線を引き、その植民地統治を激しく批判するなど、被植民者であった民衆は解放後、自主的な意思を表現するものである。しかし、祖国である政府当局により、日本の五十年の統治によって奴隷化され悪影響を受けたと激しく批判された台湾人は、他の植民地と同様のアプローチで植民地支配を批判することができなかった。このような上から下への歴史清算は、台湾人の自己反省の可能性を遮断した。台湾人自身が政府が言うところの日本による奴隷化教育への批判を認めれば、それはまさに自己否定、自己を見下すことになるのだった。

「奴隷化」と侮辱され、自尊心を抹殺された台湾人は、過去の経験から「我々」と「他者」の差異を区別しようと、自負心と自己アイデンティティを再確立させようと試みる。政府当局が中国文化の優越性を公言すればするほど、自己防衛態勢に入った台湾人は日本統治経験の近代性特質を強調した。台湾人エリートは、過去に焼付けられた被植民者としての自己を振り返り、異民族統治によって当然の搾取と弾圧の側面があったものの、同時に貴重な遺産が残されたことを再認識したのである。<sup>(68)</sup>

上述したように植民地から脱退した民衆は、通常植民者を強烈に批判するものである。しかし現在台湾人だけが日本統治時代を肯定しているように見られ、さらに「日本統治肯定論」という論調が現れるまで至っている。戦後初期における歴史的文脈から台湾人の心理転換を検討せず、台湾人の親日だけを断言するのは、薄っぺらな見解に過ぎないのではないだろうか。

(三) エリートの台湾再生計画

1946年後半、オピニオンリーダーらは、台湾の今後の活路を切り開くため、各種政治方案を相次いで打ち出した。ここでは4つのエリートたちによる再生案を検討していく。

まず左翼人士による人民民主の提唱であった。1946年5月、『新新』は当時行われていた政治協商会議について報道しており、上海から台湾に戻ってきた蔣時欽が寄稿した文章を掲載した。蔣は民主政治の精神に則り、完全自治の実施を主張し、さらに「全国民主戦線」に呼応するよう次のように呼びかけた。

：現在政治の病は封建的な官僚独裁が由来しており、この病を救うためには民主政治を求めるしかなく、これは正に唯一の根本的な解決策である。自治とは台湾民主運動の最終目標である。そもそも光復と本当の解放とは別のことであり、我々は全国民主戦線に呼応し、民力を集結させ地方自治をつかみとるべきである。<sup>⑩</sup>

蔣時欽などの左翼人士の論調は明らかに中国共産党の主張に唱和したものであった。

次に廖文毅が提案した「連省自治」の主張がある。1946年8月に行われた国民参政員選挙の立候補者の一人であった廖は「連省自治の憲政実施」及び「台湾を以って台湾を養う、台湾を以って台湾を治め、中台一体を実現させる」というスローガンを選挙公約とした。<sup>⑪</sup>しかしこの主張は直ちに当局の袋叩きに遭う。台湾省党部書記長の張兆煥は『台湾新生報』にて、「連省自治」という説は民国初年の封建軍閥唐繼堯、陳炯明、段祺瑞などが提唱したもので

あり、その目的は割拠を図るがためのもので、近年共産党が再びこの説を盗用していると指摘した。また彼はその廖の主張が実に「歴史のくず」、「危険毒素をはらむ」と、二十年前の封建軍閥の主張を提唱しているとは、実に国内の政治局面について無知であると批判した。<sup>(72)</sup>同日、『台湾新生報』の社説上に同様の見解と言い回しで、廖の主張を批判した。<sup>(73)</sup>

これに対し廖は『台湾新生報』に寄稿し反論した。廖は政治協商会議において、今後の政治体制は中央集権を取るか、地方分権を取るかで既に論議されており、孫科が主催した討論会でも、多くの者が省長民選による連省自治、すなわち地方分権を取るべきであると主張している。「連省自治」とは、まさに米国が適用している「連邦自治」のことであり、省の場合は「連省自治」になり、さらに中国からの脱却を希望していると誤解されないように「中台一体」を強調し、「血は水よりも濃し」と台湾は中国の一省であるとした。<sup>(74)</sup>

廖の主張は台湾抗日運動の先駆者である林獻堂の公開的賛成を獲得した。林も中国内戦を解決する最善策は聯省自治であると同調し、それは軍閥時代に主張した封建割拠とは異なり、軍事、外交、金融などの全国的な実務は中央が担当し、一般行政、交通、教育、産業などの地方性実務は省が処理するべきであるとした。またこの方案の下、省長は民選によって省民によって民意にそぐう人材が選出されるべきであり、「粵人治粵（広東人が広東を治める）」、「浙人治浙（浙江人は浙江を治める）」と言うように、それぞれ各人は故郷を愛す心を有していることから、自然に汚職も減少し、産業も発達し、感情も打ち解け、最終的に国家も繁栄していくものであると主張した。また連省自治は外省人を排除する意味合いはなく、外省人も來台し、才知を發揮できると強調した。<sup>(75)</sup>

三つ目は、謝南光（謝春木）が主張したのは行憲自治（憲法施行による自治）である。1946年9月7日、元台湾民衆党の重要メンバーであった謝は帰宅し一週間滞在したが、その際台湾社会から大いに歓迎された。同月11日、

中山堂で開かれた歓迎会で謝は、「光復から今まで、多くの青年が失望し悲観し、一般民衆は前途に絶望を抱いているが、政治の腐敗は全国的な問題であるため県長、市長、省長の民選が実現されるならば、当面の政治状況はきっと開けてくる。汚職政治を清算するには民主政治しかなく、官僚の腐敗が起これば、民衆が罷免権を以って罷免することができると訴えた。」<sup>(76)</sup>

また当夜、台北放送局にて「最近の世界情勢と本省の前途」と題した講演を行い、選挙権を行使する民主政治は、台湾の政治的進歩の原動力であり、中国を救済し得る道であると訴えた。また省県市長の民選が実現されれば、汚職の氾濫、不健全思想、本省外省人との対立観念はまぎれものなく一掃されるとした。<sup>(77)</sup> さらに同月13日、謝は再び中山堂で「民主政治と民主作風」と題して講演では、憲法の施行、省民選挙権の行使、台湾省制の改変、省長民選、完全なる地方自治等呼びかけた。<sup>(78)</sup>

謝の帰台は台湾に旋風を巻き起こし、今後の政治的方向性、つまり憲法施行による自治概念を導いた。『民報』は社説で謝の意見に呼応し、台湾人の結束、堅実な努力で、地方自治の実現と、民主政治の速成をつかみとろうと呼びかけた。<sup>(79)</sup> その後、『民報』の論調は憲法施行と地方自治に寄与するものとなり、行政長官公署に対し民主政治、地方自治と県市長民選の施行を促した。<sup>(80)</sup>

さらに廖文奎らが提出した台湾自決、独立主張の案である。1947年1月、前鋒雑誌社は中山堂で「青年座談会」を開催したが、そこで国際法における台湾地位の問題が議論の焦点となった。政治学者である廖は、自分が二ヶ月前台湾に戻り、郷土の荒れ様を見て涙が止まらず、中国による統治に非常に失望していると語り、さらに米英両国の代表が大西洋憲章を発表し、元植民地であった民衆の自決と自治権利を尊重する意を表明したが、カイロ会議にて台湾の今後が決定される際には適用されなかったと述べ、それは米英両国が、台湾人は政治的意見を有していない民衆と

見なしているからである指摘した。また「大西洋憲章によって台湾人の運命は台湾人によって決定できる」と主張した。<sup>(4)</sup>

1947年1月12日には台湾省参議員である郭国基が三民主義青年団高雄分団部成立式に訪れた八百人あまりの群衆に対し講演を行い、「我が台湾民族は現在六百万余りいるが、元、明、清以来一貫して中国の統治を受けることを望んでおらず、過去においては再三抵抗した事実もある。各地の台湾青年が大陸中国に管轄されぬよう、台湾独立のため力を尽くしてもらいたい」と呼び掛けた。<sup>(5)</sup>以上の廖文奎、郭国基らの発言から、一二八事件発生前に、住民自決、台湾独立の主張が公開的に提案されていたことがわかる。

国民党政府が台湾接收後わずか一年弱の統治で、台湾民衆は極めて落胆させ、知識人は皆、憂慮し、苦悩し、台湾の前途について思いあぐねない者などいない事態にまで陥っており、一二八事件発生の二ヶ月前の台湾社会には、既に民主政治、高度自治、憲法施行による自治、そして台湾独立などを掴みとろうという様々な政治的方策が現れていたのである。

### むすび

1945年8月の日本敗戦から、六十年の歳月が経ち、国際政治における台湾の地位、中米日の対台政策、台湾の外的環境と内部の民意など、各方面において非常に大きな変化が既に生じた。しかし、政治的見解の対立が極度に激しい台湾では、おのおのが六十年前の歴史から手がかりと論拠を探し、自分に都合のいい主張と論述を画策している。これは伊の歴史学者ベネデット・クロッチェ（Benedetto Croce）の「すべての歴史は現代史である。」という名句に当

てはまるだろう。

しかし、上述のような検討により、過去の歴史の多面性と矛盾性がうかがえる。歴史には特定な時間的、空間的條件があり、それは人々の思想基礎と制限を形成する。過去の歴史は必ずしも現在と一貫性、連続性を持ちえておらず、しばしば突発的な断絶、莫大な転換が生じ、人的集団意志と外的環境変化の間で渦巻く。

戦後初期の台湾情勢は複雑かつ多くの矛盾を抱えており、様々な可能性が潜んでいた。米、英などの主要国家は中国が台湾の主権を帰属することを認めず、平和条約の締結を待たなければならぬと強調していた。これに対し、中国政府は国際社会の認識を十分に理解しているにも関わらず、依然として台湾接収が事実上の主権獲得 (De Facto Sovereignty) に等しいとした。台湾主権問題において、中国政府は内部と外部に向かつてそれぞれ異なる態度を取り、国際社会が台湾主権の移転を未だ承認していないと認識しながら、台湾人に光復という宣伝を展開し、カイロ宣言をよりどころに台湾の復帰を公言していた。

次に、中国政府は台湾人は中華民国国民であると公言しながらも、統治上は敵視的立場を採り、台湾人民を「日本から奴隷化された」と非難し、「中国化」に改造しなければ、中国人同様の参政権を与えられないとした。中国政府は戦時の敵国であった日本に対して「徳を以って怨みを報ず」したが、日本統治を受けていた台湾人には歴史的清算を行い、その当時日本国民であった台湾人に「漢奸」の追及、中国に対する政治忠誠を求めた。これは正に歴史の錯乱であり、このような上からの指導的な歴史清算は台湾人のパニック状態を起こし、民間から自ら歴史を顧みるという機運を失った。

また、戦後初期には台湾人が血縁文化と現実的利益の考慮から、大多数が中国政府の統治を歓迎していた。台湾人は国際的に中国の国籍を未だ有していないのに関わらず、制憲代表を選出し、中華民国憲法の制定に参加した。当

時の台湾人は制憲の参加と各種民意代表選挙に対し、積極的な姿勢を見せたのである。

しかし、中国政府の統治失敗から、さらに文化的差別から、本来熱意で中国を歓迎していた台湾人は、中国統治に対し強烈に反感し、集団防衛の行為に乗り出すまでに至った。台湾人は文化面において日本統治五十年で積み重ねた文明、進歩、法治、衛生などの近代性を強調し、その経験から「我々」と「他者」を区別し、却って中国統治者の遅れを皮肉った。「日本植民統治肯定論」はこの特殊な情況から発生したものである。

一方、政治面では、中国政府の統治は二年足らずで、台湾社会に耐えきれないほどの落胆を生み、逆に民主、憲法施行、高度自治、さらに住民投票、台湾独立などの主張などが次々に噴出し、台湾人の中国アイデンティティの動揺が見えてきたのである。

戦後初期の台湾は混沌未明、正反並存の時代であった。当時の台湾人は将来に対し多大な期待を抱き、積極的に試みをはかろうとしていたが、結果、挫折とトラウマにも見舞われることとなった。つまり巨大な変化が起きていた。この時代は非常に様々な可能性があったということである。歴史研究者がこのような複雑かつ矛盾を抱えた歴史と向き合う際、歴史事実からかけ離れないためにも、一層当時の時代の情緒に接近し、配慮ある理解で臨むべきであると考える。

本稿は台湾・国家科学委員会プロジェクト課題番号 NSC99-2410-H-004-085-MY2 の研究成果の一部である。また、2010年6月23日の広島大学社会科学部研究科での講演「現代台湾史研究における『戦後初期』の意義―若干の未解決課題について―」をもとに修正したものである。

訳出 周俊宇 (東京大学総合文化研究科博士課程院生)・岩口敬子 (台湾・国立政治大学台湾史研究所修士)

- (1) 「否定台湾主権 超大諷刺」『中國時報』、2009年9月23日。
- (2) 林滿紅「獵巫、教魂與認同危機・台湾定位新論」台北、黎明文化、2008年。
- (3) 蘇瑤崇「『終戰』到『光復』期間台灣政治與社會變化」『國史館學術集刊』13、2007年、45―87頁。
- (4) 「為張邦傑呈擬收復台灣五項意見特擬具審查意見呈請鑒核」『台灣民權請願案』、番号 0031/0173/4032 01/1/005 台湾・檔案管理局。「核復關於台灣革命同盟會主席張邦傑呈擬收復台灣意見及設省自治各節請酌裁」『台灣民眾請願案』、番号 0031/0173/4032 01/1/009 台湾・檔案管理局。(以下の引用は台湾を略す。)
- (5) 「行政院秘書處等關於擬定收復台灣政治準備工作及組織人事等具體辦法與外交部等來往文件(1944年1月―8月)」陳雲林編『館藏民國台灣檔案第十九冊』所収、北京、九州出版社、2007年、75頁。
- (6) 同上、77頁。
- (7) 張瑞成編「光復台灣之籌劃與受降接收」台北、國民黨黨史會、1990年、185―186頁。
- (8) 「台灣收復計劃大綱」、馬有成「戰後初期國府接管台灣之籌畫」『台灣風物』59:4、2009年、41―47頁より。
- (9) 張瑞成編、前掲「光復台灣之籌劃與受降接收」、245頁。
- (10) 行政院「訓令」『在外台僑國籍問題』、番号 0034/172/1/0855 檔案管理局。
- (11) 行政院秘書處、「在外台僑國籍處理辦法案」、「在外台僑國籍問題」、番号 0034/172-1/0855 檔案管理局。
- (12) 外交部「檢送在外台僑國籍處理辦法一份照請查照並惠予轉達貴國政府由」、「在外台僑國籍問題」、番号 0034/172-1/0855 檔案管理局。
- (13) 外交部「關於台民恢復我國國籍日期事」『台灣人民恢復國籍』、番号 0034/612-12/1/1/086 檔案管理局。
- (14) 「駐英吉利大使館代電」、「在外台僑國籍問題」、番号 0034/172-1/0855 檔案管理局。



- (15) 「美國國務院致駐美大使館備忘錄譯文」、『在外台僑國籍問題』、番号 0034/172-1/0855、檔案管理局。
- (16) 沈觀鼎「外交部第 253 號收電」、『在外台僑國籍問題』、番号 0034/172-1/0855、檔案管理局。
- (17) 李根芹「關於荷方對台僑觀點及待遇事呈請鑒核示遵由」、『遣送新加坡台僑回台』、番号 0034/172-1/0854、檔案管理局。
- (18) 外交部電駐美大使館「關於台僑恢復國籍之法律地位問題本事實主權法理根據再向美方交涉具報」、『在外台僑國籍問題』、番号 0034/172-1/0855、檔案管理局。
- (19) 同上。
- (20) 駐日代表團「外交部第 257 號收電」、『在外台僑國籍問題』、番号 0034/172-1/0855、檔案管理局。
- (21) 駐日代表團「呈報與總部商談台民復籍經過情形並擬具應付辦法敬祈核示祇遵由」、『在外台僑國籍問題』、番号 0034/172-1/0855、檔案管理局。
- (22) 「陳儀關於光復後台灣教育之意見與陳立夫往來函稿 (1944 年 5 月—7 月)」陳雲林編「館藏民國台灣檔案第三十九冊」所收、北京、九州出版社、2007 年、244—345 頁。
- (23) 「台灣接管計劃概要」、陳鳴鐘·陳興唐編「台灣光復和光復後五年省情」所收、南京、南京出版社、1989 年、頁 49—54。
- (24) 社說「建設台灣新文化」、『台灣新生報』、民國 34 年 11 月 6 日。社說「台灣的大學教育」、『台灣新生報』、民國 34 年 11 月 18 日。盧冠群「台灣文化重建之路」、『台灣新生報』、民國 34 年 11 月 23 日。
- (25) 社說「糾正「日化」的習慣用語」、『台灣新生報』、民國 34 年 12 月 12 日。社說「改正「日化」名詞」、『台灣新生報』、民國 34 年 12 月 26 日。姜琦「偽國語」與「祖國語」、『台灣新生報』、民國 34 年 12 月 20 日。公明「語文第一」、『台灣新生報』、民國 34 年 12 月 22 日。
- (26) 社說「肅清思想毒素」、『台灣新生報』、民國 34 年 12 月 17 日。張兆煥「發揚民族精神」、『台灣新生報』、民國 34 年 12 月 12 日。
- (27) 「民報」、民國 35 年 5 月 1 日・2 日。
- (28) 「民報」、民國 35 年 5 月 2 日。
- (29) 王白淵「所謂「奴化」問題」、『台灣新生報』、民國 34 年 1 月 8 日。
- (30) 「民報」、民國 35 年 10 月 16 日。
- (31) 「台灣新生報」、民國 35 年 10 月 28 日。
- (32) 張世瑛「從幾個戰後審判的案例來看漢奸的身分認定問題」、『國史館學術集刊』1、2001 年、167—169 頁。

- (33) 『民報』、民国 35 年 1 月 17 日。
- (34) 台湾省警備總司令部『台湾省警備總司令部週年工作概況報告書』、台北、台湾省警備總司令部、1946 年、頁 94。
- (35) 李翼中「帽簷述事」中央研究院近代史研究所編『二二八事件資料選輯(二)』所収、台北、中央研究院近代史研究所、1992 年、400 頁。
- (36) 台湾省警備總司令部『台湾省警備總司令部週年工作概況報告書』、94—95 頁。その内容によると、後に辜振甫・許丙・林熊祥などは、戦犯の疑いで台湾軍事法廷に移送され、審理を受けたことが分かる。
- (37) 丘念『嶺海微風』、台北、中華日报社、1962 年、251 頁。
- (38) 台湾省行政長官公署民政處編『台湾省民意機關之建立』、台北、台湾省行政長官公署民政處、1946 年、17・25・27 頁。
- (39) 同上、313—316 頁。
- (40) 『民報』、民国 35 年 9 月 4 日。
- (41) 『民報』、民国 35 年 9 月 4 日・5 日。
- (42) 『民報』、民国 35 年 9 月 4 日。『人民導報』、民国 35 年 9 月 6 日。
- (43) 『民報』、民国 35 年 10 月 13 日。
- (44) 『民報』、民国 36 年 2 月 22 日。
- (45) 台湾省行政長官公署人事室編『台湾一年來之人事行政』、台北、台湾省行政長官公署宣傳委員會、1946 年、2 頁。
- (46) 『民國三十五年度工作要領』台湾省行政長官公署宣傳委員會編『陳長官治台言論集第一輯』所収、台北、台湾省行政長官公署宣傳委員會、1946 年、45 頁。『民報』、民国 35 年 11 月 22 日。
- (47) 「關於糧食與用人問題」台湾省行政長官公署宣傳委員會編『陳長官治台言論集第一輯』所収、台北、台湾省行政長官公署宣傳委員會、1946 年、69 頁。
- (48) 『民報』、民国 35 年 11 月 8 日。
- (49) 社説「人材の登用質量要並重」『民報』、民国 35 年 11 月 15 日。
- (50) 『人民導報』、民国 36 年 1 月 20 日・2 月 9 日。
- (51) 社説「國語國文」與國家觀念』『民報』、民国 36 年 2 月 8 日。

- (52) この17名の台湾籍の制憲国民大会代表は顔欽賢・黃國書・林連宗・李萬居・林璧輝・張七郎・鄭品聰・高恭・連震東・謝娥・南志信・洪火煉・劉明朝・吳國信・簡文發・陳啓清・紀秋水。李筱峰『台湾戦後初期的民意代表』、台北、自立晚報、1986年、37—38頁。
- (53) 「戦犯辜振甫等判決書正本」、番号000008110、檔案管理局。
- (54) 「輕舉妄動を慎め 總督 全島民に呼びかく」『台灣新報』、昭和20年8月5日。
- (55) 「時局急變と本島の今後 安藤總督談」『台灣新報』、昭和20年8月24日。
- (56) 林獻堂著、許雪姬編『灌園先生日記(十七) 一九四五年』、台北、中央研究院台灣史研究所、2010年、249—261頁。
- (57) George H. Kerr 著、陳榮成訳『被出賣の台灣』、台北、前衛出版社、1991年、90—91頁。
- (58) Strategic Service Unit, A Report on FORMOSA(TAIWAN), Japanese Intelligence and Related Subjects, RG59, Department of State Declassified File 1945-1949, Box7385, in National Archives of U.S. 林獻堂の1945年11月26日の日記に、「アメリカ情報部人員の二名は戸田龍雄を通訳とし、三時頃これまでの政治運動、文化運動について訪ねに来て、私とその経緯を大概に説明した。攀龍も出て来客と挨拶した。約三十分間。」林獻堂著、許雪姬編、前掲『灌園先生日記(十七) 一九四五年』、397頁。
- (59) 戦後国民政府への歓迎というのは国民政府によって作られた神話という説がある。しかし、今まで発見された史料はほとんど立証できる。とりわけ、当時の日記はでっち上げられる恐れが低いいため、このような現象を裏づけるには十分である。『灌園先生日記』、『吳新榮日記』などは参考になる。
- (60) 『民報』、民国34年10月11日。
- (61) 『民報』、民国34年10月18日。
- (62) 『民報』、民国34年10月25日。
- (63) 本社主催「談台灣文化的前途」『新新』7、民国35年10月17日、4—6頁。
- (64) 社説「歡迎國內記者團」、『民報』、民国35年10月13日。
- (65) 社説「掃除封建作風」、『民報』、民国36年1月16日。
- (66) 社説「確保我們的科學精神」、『民報』、民国35年9月19日。
- (67) 社説「徹底防止鼠疫」、『民報』、民国35年6月21日。

- (68) 陳翠蓮「去殖民與再殖民的對抗」以一九四六年「台人奴化」論戰為焦點」『台灣史研究』9:2、2002年、145-201頁。
- (69) 蔣瑞仁(社説)「向自治的路」『政經報』2:5、民國35年5月10日、3-4頁。
- (70) 蔣瑞仁「憲政運動及地方自治」『政經報』2:6、民國35年7月25日、6頁。
- (71) 『台灣新生報』、民國35年8月6日。
- (72) 『台灣新生報』、民國35年8月10日。
- (73) 社説「再論參政員選舉」『台灣新生報』、民國35年8月10日。
- (74) 『台灣新生報』、民國35年8月11日。
- (75) 編輯部「本省參政員對時局發表政見——本社舉行本省參政員座談會記錄」『台灣評論』1:3、民國35年9月1日、6-7頁。
- (76) 『民報』、民國35年9月12日。『人民導報』、民國35年9月12日。
- (77) 謝南光「為民主政治而奮鬥」『民報』、民國35年9月12日。
- (78) 『民報』、民國35年9月14日。『人民導報』、民國35年9月15日。
- (79) 社説「謝南光氏歸台——同胞們心機一轉」『民報』、民國35年9月13日。
- (80) 社説「嚴辦貪官與實施自治」『民報』、民國35年9月16日。社説「奮勇爭取民主政治」『民報』、民國35年9月18日。社説「團結的力」『民報』、民國35年10月12日。
- (81) 前鋒編輯部「青年座談會」前鋒』14、1947年2月8日、10-13頁。前鋒雜誌社はまた「台灣的出路」と題する論文を募集し、台湾人の自分自身の前途に対する考えを喚起しようとしていた。「前鋒叢書編輯部徵求論文啓事」『前鋒』14、1947年2月8日、18頁。
- (82) 「保密局呈蔣主席情報」、「大溪檔案」台湾「二二八事件」中央研究院近代史研究所編「二二八事件資料選輯(二)」所収、台北、中央研究院近代史研究所、1992年、頁63。